

○浦添運動公園再整備計画検討委員会設置要綱

制定 令和4年11月30日

(目的)

第1条 この要綱は、浦添運動公園のスポーツを通じた観光交流拠点の形成に向けた再整備の検討にあたり、有識者の意見を聴取することを目的に設立する浦添運動公園再整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、浦添運動公園及び園内拠点施設に関する、次に掲げる事項について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 再整備計画に関する事項。
- (2) 運営管理に関する事項。
- (3) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員会に、関係機関から参画するアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会の進行を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の開催は、市民部経済文化局長が通知する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 浦添市情報公開条例(平成11年条例第16号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査及び検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 2 前項に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、委員会が別に定める。

(会議録)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 調査、検討及び意見の概要

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民部経済文化局文化スポーツ振興課に置く。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。